

財務省告示第百八十六号
（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五
条第十項の規定に基
づき、平成十七年四
月十一日に発行した
割引短期国債の発行
条件等を次のとおり
告示する。

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記号

割引短期国庫債券（第三百七十

二 発行の根拠

国債整理基金特別会計法（明治

三 法律及びその

三十九年法律第六号）第五条第

三 振替法の適

用等 成十三年法律第七十五号。以下

「振替法」という。の規定の適

用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）及び価格

競争入札と同時に行われる入札

であつて財務大臣が各国債市場

特別参加者ごとに応募限度額を

定めるものによる発行（以下「国

債市場特別参加者・第 非価格

競争入札発行」という。）

五 募入決定の
方 法

イ 価格競争

各申込みのうち応募価格の高い

ものからその応募額を順次割り

入札発行

口 国債市場

特別参加者

募集限度額の範囲内において各申

込みの応募額を割り当てる。

十 十				九 八				七				六			
イ 一				振 額 最				口 イ				口 イ			
発 行 行				替 単 位				払 込 金 額				発 行 行			
格 競 争				金 面 額				行 争 非				行 争 非			
者 別 参 加 場				者 別 参 加 場				者 別 参 加 場				者 別 参 加 場			
入 札 行				入 札 行				入 札 行				入 札 行			
額 競 争				額 競 争				額 競 争				額 競 争			
十 九				十 九				十 九				十 九			
九 銭 百 円				九 銭 百 円				六 十 万 九 千 九 百 八 十 八 万				億 五 千 萬 六 千 六 百 二 十 億 円			
に つ き 九 十 九 円 九 角				に つ き 九 十 九 円 九 角				円 七 十 九 億 三 千 二 百				で 一 兆 八 千 三 百 七 十 九 億 円			
平成十七年四月十一日				の記載又は記録は、最も低い額の金				振替法の規定による振替口座簿				の記載又は記録は、最も低い額の金			
す。整数倍の金額によるものと				の記載又は記録は、最も低い額の金				振替法の規定による振替口座簿				の記載又は記録は、最も低い額の金			

十七	十六	十五	十四			十三	十二
払込期日	者入札参加	場所	元金支払額	償還金額		償還期限	争入札発
平成十七年四月十一日	財務大臣から通知を受けた者		日本銀行	額面金額百円につき百円	償還金を支払う。	平成十七年十月十一日	額面金額百円につき九十九円九